

共済組合ニイース

京都市職員共済組合

☎222-3239(保健担当)

3240(共済企画・年金担当)

目次

- 1 平成23年度予算が承認されました
- 2 ジェネリック医薬品の利用促進に御協力ください！
- 3 整骨院・接骨院（柔道整復師）等に係る医療費の適正化について
～組合員の皆様に施術内容の確認をさせていただく場合があります～
- 4 平成23年4月以降の出産費等の取扱いについて
- 5 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？
- 6 都市再生機構^{あつせん}賃貸住宅の斡旋廃止について

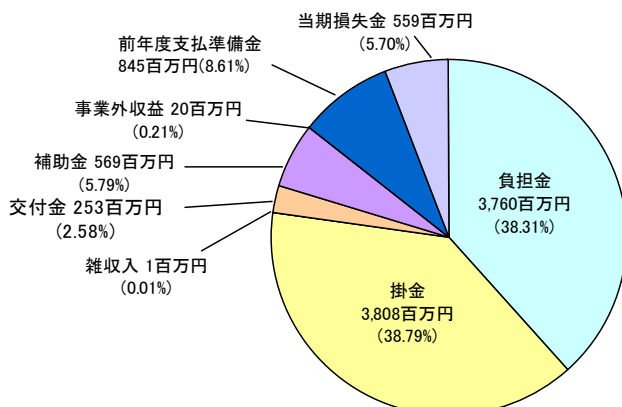
1 平成23年度予算が承認されました

平成23年3月17日に開催された第128回組合会において、共済組合の平成23年度予算が承認されましたので、主な経理科目の概要についてお知らせします。

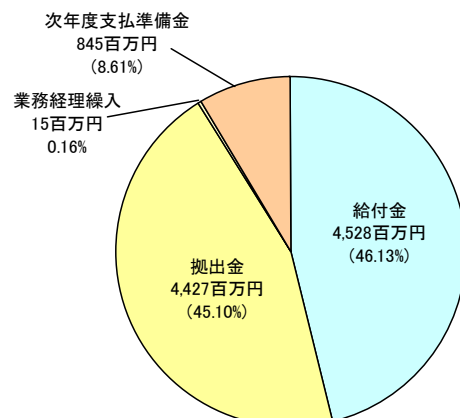
1 短期経理〔医療保険〕

昨年12月の健康保険組合からの移行後、初めての通年予算となっています。収入の基礎となる組合員の掛金率や事業主の負担金率は、平成21年度決算ベースでの収支均衡を基に定めた昨年度の率から変更ありません。組合員数や給料の減少により、収入の減少が見込まれる一方で、給付金（医療費）や高齢者医療に係る拠出金の増加により、大幅な収入不足となる恐れがあります。このため不足額については、平成22年度末の余剰金全額を当期損失金として充てるほか、健康保険組合から引き継いだ資金からも補助金として充当することとしています。組合員の皆さんにおかれましては、日頃の健康管理に十分御留意いただき、医療費の抑制に御協力くださいますようお願いいたします。

収入 計9,815,425千円



支出 計9,815,425千円

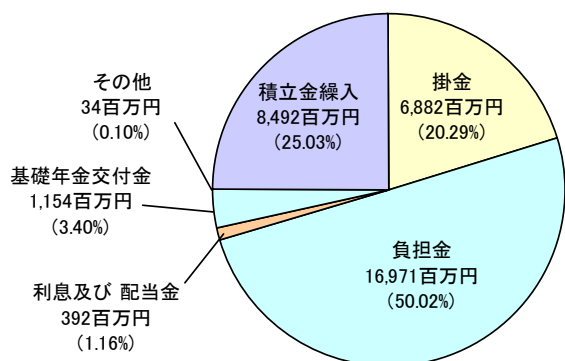


※ () は収入又は支出総額に占める割合

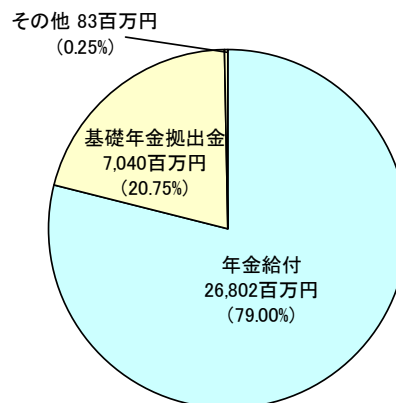
2 長期経理〔年金〕

長期給付事業は、掛金、負担金及び将来の年金支給のための積立金の運用収益により、退職者等への年金給付を行っています。年金財政を支える組合員数は減少している一方で、年金受給者は増加を続けています。平成23年度の積立金取崩し額は84億9,222万円を見込んでおり、同年度末の積立金は425億5,020万円となります。直ちに年金の支給に影響を与えることはありませんが、今後も厳しい運営状況が続くことが見込まれます。

収入 計33,925,283千円



支出 計33,925,283千円

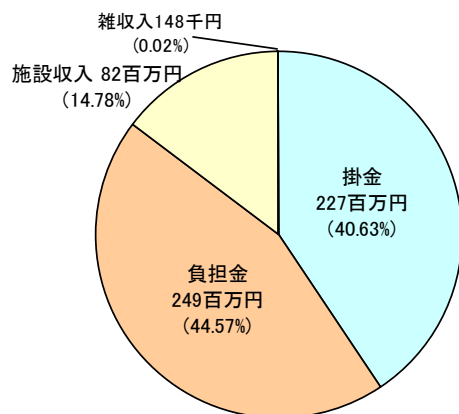


3 保健経理〔保健事業〕

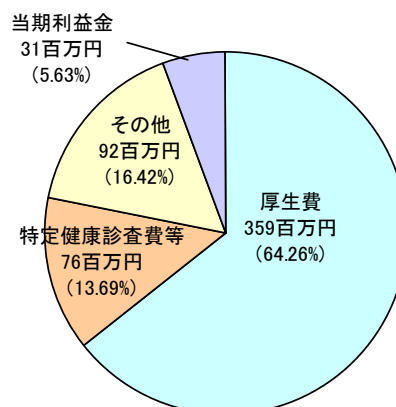
特定健康診査・保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの保健事業は昨年度と同様です。

各種健診の利用などにより、健康の保持増進、病気の早期発見に努めてください。

収入 計558,596千円



支出 計558,596千円



2 ジェネリック医薬品の利用促進に御協力ください！

医療費の中でも、特に薬剤費の支出が年々増加傾向にあります。そのため、当組合では現在、薬剤費を抑制するため、ジェネリック医薬品の普及促進に向けた取組を行っています。ジェネリック医薬品を使用すると、皆さんの窓口負担が節約できるだけでなく、医療費財源の節約にもなります。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、有効成分、効能・効果などが同等の品質で製造販売されるお薬です。

開発に掛かる経費が少なく済むため価格が安く、安全性や有効性なども厚生労働省が新薬と同等と認めて認可しています。

1 ジェネリック医薬品にはこんなメリットがあります。

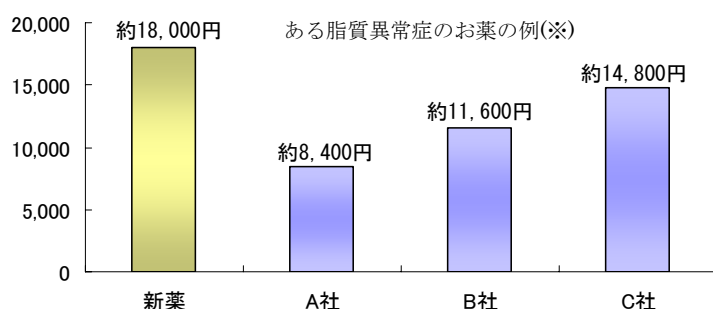
ポイント① 新薬より安価で経済的です。（従来の薬の3～8割の価格）

ポイント② 効き目や安全性は新薬とほぼ同じです。

ポイント③ 欧米では幅広く使用されています。

2 ジェネリック医薬品に変えるとこんなにお得です。

新薬とジェネリック医薬品を比較した場合



※プライマリーファーマシー調べ（1回30日分の処方せんで1年間12回分で計算）
同じ薬局で支払う1年間の窓口金額の差額の例

3 現在処方されているお薬をジェネリックに切り替えるには？

医師や薬剤師にお気軽に御相談ください。

医師がジェネリック医薬品に変更すべきでないと判断した場合を除き、患者さんは、調剤薬局でジェネリック医薬品を頼むことができます。調剤薬局で処方せんを出す際に、「ジェネリック医薬品にしたいのですが」と薬剤師に相談してください。

4 インターネット情報サイトの御紹介

下記のサイトから、ジェネリック医薬品が検索できます。どのサイトからでも、現在処方されている薬を、同じ成分のジェネリック医薬品に変更することでどのくらい安くなるか、すぐに調べることができます。

○かんじゃさんの薬箱

<http://www.generic.gr.jp/>

○日本ジェネリック製薬協会

<http://www.jga.gr.jp/easycalc/>

5 「ジェネリック医薬品お願いカード」で意思表示を！

「ジェネリック医薬品にしたいのですが」と言いづらいときは「ジェネリック医薬品お願いカード」を医療機関の窓口に表示してみませんか。「ジェネリック医薬品お願いカード」は、当組合にありますので、お問い合わせください。

3 整骨院・接骨院(柔道整復師)等に係る医療費の適正化について ～組合員の皆様に施術内容の確認をさせていただく場合があります～

当組合では、皆様から頂いた保険料を適正かつ有効に利用するため、健康づくり事業や医療費低減施策を実施しておりますが、医療費は年々増加傾向にあります。

つきましては、医療費適正化の一環として整骨院・接骨院(柔道整復師)や鍼・灸^{はり きゅう}等での施術内容等の照会を、平成23年4月施術分から実施させていただきます。

これは、柔道整復療養費等における請求内容に疑義があると見受けられた場合に、その確認を行うために受診者に対し、負傷の原因や施術内容を照会させていただくものであり、すべての受診者に対して確認を行うものではありません。また、組合員の皆様の整骨院等への受診を抑制しようとするものではありません。

この確認は、当組合が点検機関(ガリバー・インターナショナル(株)保健管理センター 所在地:大阪市)に業務委託して行います。確認のための文書を送付致しますので、回答期限までに御返送くださいますようお願い致します。

なお、御回答いただいた内容については、個人情報保護法に基づき、委託先との間で「柔道整復療養費の点検及び確認以外には使用しない」旨の契約を交わしています。

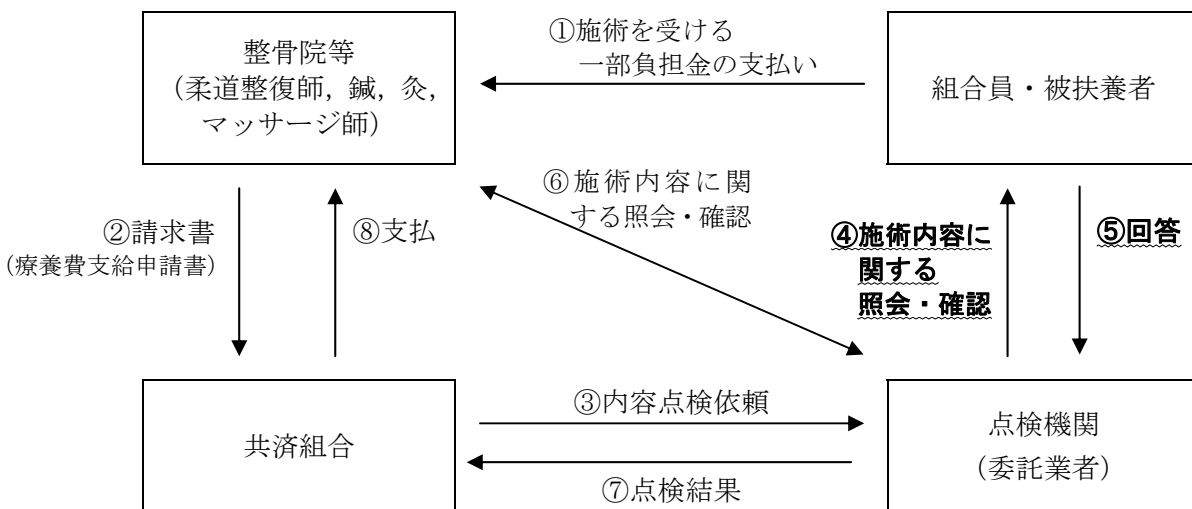
今後とも、当組合の事業運営に御理解と御協力をお願い致します。

1 **実施時期** 平成23年4月施術分(照会の時期は手続上、施術日の数箇月後となります。)

2 **照会・確認させていただく内容(主なもの)**

負傷年月、負傷(施術)の箇所、負傷の原因・場所、窓口支払額、通院日数 など

3 **施術から点検までの流れ**



4 整骨院等において「健康保険」が使えるものと使えないもの

整骨院等は、皆さんの身近にあり気軽に利用できますが、施術を受ける場合、「健康保険」が使えるものと使えないものが定められています。

(1) 整骨院・接骨院

使えるもの	転倒打撲やスポーツでの捻挫、重たい物を持ったときに生じた腰痛等、外部からの要因による打撲・捻挫・挫傷（肉離れ等）【出血を伴う外傷は除く】
	骨折・脱臼の応急処置（応急処置後の施術は、医師の同意が必要）
使えないもの	日常生活からくる疲れや単なる肩こり、腰痛症状等
	スポーツや仕事、家事などによる肉体疲労
	打撲や捻挫が治った後のマッサージ等
	症状の改善が見られない長期にわたる漫然とした施術
	以前の骨折や捻挫などが治癒後に痛み出した場合
	過去の交通事故などによる後遺症（症状固定したもの）
	リウマチや関節炎など神経性の筋肉や関節の痛み
	脳疾患後遺症などの慢性病
	椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
負傷年月日や負傷原因が不明確で捻挫・挫傷との因果関係がはっきりしないもの	

(2) 鍼・灸の場合

医師の同意を得て、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症など慢性的な痛みのある病気で鍼灸師の施術を受けた場合に限り、共済組合の短期給付が受けられます。

(3) マッサージを受ける場合

医師の同意を得て、関節拘縮などでマッサージ師の施術を受けた場合に限り、共済組合の短期給付が受けられます。

単なる肩こり、腰痛などのような症状で受療した場合には共済組合の短期給付は受けられず、自費診療となります。

4 平成23年4月以降の出産費等の取扱いについて

現在、出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）について、緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備する観点から、平成21年10月から法定給付費の支給金額を引き上げるとともに、医療機関への直接支払制度を実施しています。

この制度は、平成23年3月までの暫定措置でありましたが、関係法令の改正により、平成23年4月からも引き続き実施されることになりました。

また、直接支払制度の対象とならなかった小規模施設の診療所等を対象とした**受取代理制度**が実施されることになりましたので、お知らせします。

1 出産費等の支給額（法定）

42万円（産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、39万円）

※このほか、当組合では附加給付として2万円を支給しています。

2 制度の概要及び手続

制度名	直接支払制度	受取代理制度
概 要	<p>出産費等の請求と受取りを、組合員に代わって医療機関が行う。</p> <p>当組合が、出産費等を医療機関等に直接支払うため、退院時に窓口で出産費用を支払う必要がなくなる。</p> <p>（ただし、出産費用が下記上限額を超えた場合は、差額の支払が必要。）</p>	<p>組合員が当組合に出産費等の請求を行う際、出産する医療機関等にその受取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産費等が支給される。</p> <p>（ただし、出産費用が下記上限額を超えた場合は、差額の支払が必要。）</p>
対象となる医療機関	<p>分娩施設がこの制度を選択した場合、直接支払制度を受けることができる。</p>	<p>年間の分娩件数100件以下の診療所、助産所を目安として、厚生労働省に届出を行った分娩施設。</p>
上限額	<p>42万円（又は39万円、上記参照）</p> <p>医療機関等からの請求額が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限額以上の場合は、差額を医療機関等へ支払う必要がある。 ・ 上限額以下の場合は、差額を組合員に支給する。 	<p>42万円（又は39万円、上記参照） + 2万円（附加給付）</p>
申請手続	<p>[申請時期] 出産後</p> <p>[必要書類]</p> <p>① 出産費等請求書</p> <p>② 出生を証明するもの 請求書裏面の医療機関等の証明、出生届受理証明書(写し不可)等</p> <p>③ 直接支払制度に関する医療機関等との「合意文書」の写し</p> <p>④ 「赤ちゃんとママ」 「1・2・3歳」送付申込書（希望者のみ）</p>	<p>[申請時期] 出産予定日の2箇月前から出産日までの間</p> <p>[必要書類]</p> <p>① 出産費等請求書(受取代理用)</p> <p>② 妊娠週数、分娩予定日の分かる証明又は母子手帳の写し</p> <p>③ 「赤ちゃんとママ」 「1・2・3歳」送付申込書（希望者のみ）</p>

制度名	直接支払制度	受取代理制度
注意点	法定給付の支給がない場合でも附加給付の請求は必要です。	出産後に受取代理人である医療機関等から当組合へ送付される出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しにより、支給要件を確認し支給します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・直接支払制度（又は受取代理制度）を導入する施設で出産する場合でもその制度を利用するか、当組合へ直接請求して支給を受けるかは、組合員側で選択できます。 ・直接支払制度（又は受取代理制度）の利用を希望される方は、出産予定の医療機関等へ御相談ください。 	

※当組合では、直接支払制度（又は受取代理制度）の対象となっていない医療機関等で出産を予定、又は、直接支払制度等を利用されない方で、臨時に資金を必要とされる方に対して**出産費等資金貸付**を行っています。支給要件等がありますので、詳しくは当組合までお問い合わせください。

5 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？

新年度になり、扶養家族の方が就職した等の理由により、扶養家族の要件を満たさなくなっている場合は、必ず、届出をしてください。

扶養家族を外れる場合として、以下のような例があります。

- 子どもが大学を卒業し、就職したことで、就職先の健康保険資格を取得した。
- 子どもが一人暮らしを始めたが、仕送り等の援助をしておらず、生計を別にしている。
- 配偶者がパートを始めており、月額収入が108,334円を超えている。
- 父、母の年金額が増額改定され、月額15万円を超えるようになった。

収入限度額とは？

向こう1年間の収入見込額が130万円（月収108,334円）未満であること。

※60歳以上かつ公的年金受給者、又は障害年金受給者の場合は、180万円（月収15万円）未満

※収入限度額等について、御不明な点がある場合は、共済組合（保健担当）まで御連絡ください。

被扶養者の削除については、被扶養者としての要件を満たさなくなった事実発生日までさかのぼって資格を喪失します。については、削除の届出が遅れた場合で、資格喪失日以降に当組合の組合員証を使って病院等で診療を受けているときは、当組合からの給付額を返還していただくことになり、医療費の全額が自己負担となることがありますので御注意ください。

6 都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）の斡旋廃止について

京都市では、都市再生機構との提携により、当該機構の賃貸住宅団地の中で京都市が区分所有している団地（11団地）には、本市職員を対象に優先入居（毎年1回入居希望者の募集を行ない、抽選のうえ入居の順番を決定。空家が生じ次第、順番にあつせん。）できる制度を設けていました。

しかしながら、今般、利用者の減少や受付業務の迅速化などから、同機構側から、当該制度を取りやめ、今後は、同機構の一般的な受付（随時、入居申込を受付し、先着順にて入居）にて対応する旨の連絡がなされてまいりました。

つきましては、今後、同機構の賃貸住宅に入居を希望される方は、下記の連絡先に、御自身で、直接お問合せいただき、応募いただきますこととなりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

なお、今回の変更より、既に入居されておられる方への影響はありません。

（お問い合わせ先）

UR京都営業センター

所在地 京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル1階

T E L 075-255-0499

http://www.ur-net.go.jp/kansai/information/info_kyoto.html

営業時間 午前9時30分～午後6時

休業日 水曜日、5/3～5/5、12/29～1/3

京 都 市 職 員 共 済 組 合

☎604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

☎075-222-3239, 3240